

意見書の案

総務大臣様、農林水産大臣様、衆議院議長様、参議院議長様

2019年2月14日

**奥山等のスギ・ヒノキ放置人工林を、森林環境譲与税（仮称）で
順次計画的に皆伐を進め、天然林に戻すことを求める意見書**

様

戦後の拡大造林政策により造林された1030万haの人工林のうち3分の2が、伐り出し困難、伐り出しても経費で赤字になるなどの理由で、間伐もされず放置されており、青々とした外観とは反対に、内部は下草も消え、表土が流れ、大荒廃しています。

山林の保水力の低下は深刻で、豪雨や台風の度に地元は土砂災害の危機にさらされています。

森林環境税及び森林環境譲与税（仮称）法案は、我が国の私有林の整備を進めるために、住民一人につき毎年1000円の税を住民税と一緒に徴収するもので、毎年約620億円の税収が見込まれています。

人工林を造り過ぎてしまったことは、林野庁も認めています。①山の保水力低下、②大雨でも崩れにくい災害に強い森づくり、③野生動物たちのえさ場を山奥に復元することによる棲み分けの復活、④花粉症の軽減のために、森林環境譲与税を使って、林業採算の取れない放置人工林は、間伐ではなく一定面積を皆伐し、天然林に戻して行くべきです。

森林環境税及び森林環境譲与税の使途に、奥山等のスギ・ヒノキ放置人工林の天然林化を入れ、天然林化が順次計画的に進めていくため、下記の法整備と政策の実行を求めます。

記

- 1 森林環境税及び森林環境譲与税の使途に、「放置人工林の天然林化」を明記すること。
- 2 放置人工林の天然林化を自治体が事業化できるように、技術等を支援する政策を実現すること
- 3 放置人工林の天然林化は、現状の林業の補助金制度ほとんど使えないため、天然林化のための補助金制度を充実させること
- 4 公益のために、放置人工林の天然林化を実施する山林所有者が優遇を受けられるような制度を検討し、実現すること

以上

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。